

# 重要

## 特定原産地証明書に係る発給事務変更のご連絡

日本商工会議所

特定原産地証明書の発給手続きの簡素化のため、7月12日より「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」が改正されます。

7月12日の施行規則の改正内容ならびに申請の変更点について、下記の通りご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 改正の内容

- 法人その他の団体が企業登録を行う際の典拠資料のうち、定款の提出を不要とします。
- 個人が企業登録を行う際の典拠資料のうち、戸籍謄本については提出を不要とします。
- 原産品の判定結果の有効期間を現行の1年から無期限とします。
- 発給申請の典拠資料のうち、輸出許可書(E/D)の提出を不要とします。ただし、商工会議所において、必要とする場合には、E/Dを提出していただきます。
- 発給申請書の電子的な提出を可能にし、紙での提出を不要とします。

注)発給申請書を窓口提出しない場合、システムの「発給申請状況確認(参照)」から「発給申請状況確認一覧」を印刷し、受給を希望する受付番号が分かるようにマークをしてご提出ください。なお、従来通り交付準備が整い次第、担当者様にご連絡いたしますので、手数料と併せて、窓口までご持参ください。

- 自社では産品を輸出しない企業が産品を輸出する企業に対して原産品であることの「資料提出を同意する期間」を記載した、証明資料提出同意通知書の有効期間を現行の最長1年から最長3年に延長します。

#### 2. 施行日 平成19年7月12日(木)

#### 3. 7月12日以降の申請事務について

##### (1) 判定依頼について

- 7月12日以降、依頼日から1年を経過していない判定結果については、内容に変更がない場合には現在の原産品番号及び暗証番号をそのまま利用可能です。
- 判定を依頼した判定依頼者と発給申請者が異なる場合には、証明資料提出同意通知書が必要です。7月12日以降、既に提出している通知書の同意する期間が満了する場合、新たに証明資料提出同意通知書を提出してください。その後は同意する期間を最長3年とするこ

とが可能です。

## (2) 発給申請について

- システムから発給申請を行う場合には、輸出許可書情報入力画面には、何も入力せずに発給申請をしてください。

③) リンボイスの使用 ※ 第三国法人からメキシコ輸入者へのインボイスのインボイス番号等の証明書への記載

記載する ※ インボイスの発行者及びその住所の記載が必要になります。

記載しない。

|           |             |                      |
|-----------|-------------|----------------------|
| インボイスの発行者 | (英文名称: 半角)  | <input type="text"/> |
|           | (英文所在地: 半角) | <input type="text"/> |

このボタンを押して入力して下さい **この欄は記載する必要がありません。**

このボタンを押して入力して下さい **この欄(製品情報)の記載は必須です。**

|                      |                      |                      |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| HSコード(6桁)            | 輸出許可書記載の産品名(英文)      |                      |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | 改行は入力しないで下さい         |
| 通関士番号                | 輸出許可(E/D)番号          | 数量                   |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

- システムから発給申請をおこなった後、インボイスを FAX にて送付、若しくは窓口に出してください。なお、お手数ですが、審査の迅速化のため、送付状等に発給受付番号及び連絡先を明記してください。

## 4. 注意事項

- 判定の有効期限は無期限となりますが、内容に変更がある場合には、新たに判定を依頼してください。

以上

## (省令の改正点)

| 項目点         | 改正後  | 現行   |
|-------------|--|--|
| FTA 登録      | <p>必要書類</p> <p>法人その他団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発給申請書の記載事項の英語表記等通知書</li> <li>・特定原産地証明書の受給に関する委任 / 署名 / 電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号設定に係る通知書</li> <li>・登記簿謄本（登記事項証明書）</li> </ul> <p>個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍抄本若しくは住民票（外国人の場合、外国人登録証）</li> <li>・印鑑証明書</li> </ul> | <p>必要書類</p> <p>法人その他団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発給申請書の記載事項の英語表記等通知書</li> <li>・特定原産地証明書の受給に関する委任 / 署名 / 電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号設定に係る通知書</li> <li>・定款</li> <li>・登記簿謄本（登記事項証明書）</li> </ul> <p>個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本または戸籍抄本若しくは住民票（外国人の場合、外国人登録証）</li> <li>・印鑑証明書</li> </ul> |
| 原産品の判定の有効期間 | <p>原則無期限</p> <p>判定の依頼日から1年を経過した場合であっても、原産性をはじめ、内容に変更がない場合には新たに判定依頼書の提出は不要</p>  | <p>有効期限 1年</p> <p>判定の依頼日から1年を経過した製品は、新たに判定依頼書を提出し、原産品番号を取得</p>   |
| 証明資料提出同意通知書 | <p>自社で産品を輸出しない企業から輸出を行う企業への「資料提出を同意する期間」は、判定の依頼日から最長3年</p> <p>押印または署名された同意通知書を窓口へ提出</p>  | <p>自社で産品を輸出しない企業から輸出を行う企業への「資料提出を同意する期間」の上限は、判定の依頼日から最長1年（判定の有効期間内）</p> <p>押印または署名された同意通知書を窓口へ提出</p>   |
| 発給申請時の必要書類  | <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インボイス</li> </ul>   | <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発給申請書</li> <li>・輸出許可書</li> <li>・インボイス</li> </ul>   |
| 発給申請書の提出方法  | <p>電子的に提出した場合、紙での提出は不要</p>   | <p>証明書の申請の際、押印または署名をした発給申請書の提出が必要</p>  |